

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月13日
【会社名】	株式会社UNIVA・Oakホールディングス
【英訳名】	UNIVA Oak Holdings Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長グループCEO 稲葉 秀二
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
【電話番号】	(03)6682-9884(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役グループCFO 作田 陽介
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
【電話番号】	(03)6682-9884(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役グループCFO 作田 陽介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年3月13日開催の取締役会において、UNIVA Marketing Limited (Cayman) (本社：ケイマン諸島、以下「UMKY社」といいます。)の株式を取得(以下「本件株式取得」といいます。)し子会社化することを決議いたしました。本件株式取得は、特定子会社の異動を伴う子会社取得に該当するため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 子会社取得の決定(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容)

(1) 取得対象子会社の概要

商号	UNIVA Marketing Limited (Cayman)			
本店の所在地	P.O. Box 31119 Grand Pavilion, Hibiscus Way, 802 West Bay Road, Grand Cayman, KY1-1205, Cayman Islands			
代表者の氏名	Director 稲葉秀二			
資本金の額	NTD5,200,000 (25,948,000円)			
純資産の額 (2025年12月31日現在)	NTD714,264,909 (3,564,181,896円)			
総資産の額 (2025年12月31日現在)	NTD773,990,359 (3,862,211,891円)			
事業の内容	ビューティ/ヘルスケア製品の卸売、投資事業			
最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益				
	決算期	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
売上高	NTD (円)	152,999,789 (763,468,947)	291,312,242 (1,453,648,088)	285,836,484 (1,426,324,055)
営業利益	NTD (円)	63,241,978 (315,577,470)	123,852,240 (618,022,678)	128,198,722 (639,711,623)
経常利益	NTD (円)	62,859,606 (313,669,434)	194,028,531 (968,202,370)	252,986,291 (1,262,401,592)
当期純利益	NTD (円)	44,668,487 (222,895,750)	162,444,705 (810,599,078)	220,351,766 (1,099,555,312)
当社と取得対象子会社との関係	資本関係	該当事項はございません。		
	人的関係	当社代表取締役稲葉秀二が取締役に兼務しております。		
	取引関係	該当事項はございません。		

(注1) 別途記載のある場合を除き、2025年12月31日現在におけるものです。

(注2) 1NTD=4.99円で換算し、小数点第1位を四捨五入しております。

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社グループは、昨年5月に第2次中期経営計画(2026年3月期からの3ヵ年計画)を策定し、その数値目標である「25・2・60」(連結売上高250億円、連結当期純利益20億円、時価総額600億円)を達成するために、「事業を横方向に広げ(拡大)、縦方向に深掘り(拡充)する」というグループ成長戦略を掲げております。かかる中、2025年12月26日付で開示いたしました「UNIVA Marketing Limited (Cayman) 株式の取得(子会社化)に向けた基本合意書の締結に関するお知らせ」の通り、UMKY社の株式を取得し子会社化することについて今後検討を進める旨、割当予定先でありUMKY社の親会社であるUNIVA Group Investments Limited (Cayman) (本社：ケイマン諸島、以下「UGI社」といいます。)との間で、基本合意書を締結し、本件株式取得に向けて検討を進めてまいりましたが、本日開催の当社取締役会において、本件株式取得を実行のうえUMKY社を子会社化すること及びUGI社に対して第三者割当による新株式の発行(以下「本第三者割当」といいます。)を行うことについて決議いたしました。本第三者割当は、割当予定先であるUGI社からのUMKY社の株式取得に係る譲渡代金債権を現物出資の目的となる財産として実施いたします。

割当予定先であるUGI社が100%保有しており、この度、株式取得の対象としたUMKY社の傘下にあるUniva Marketing Limited (香港) (以下「UMHK社」といいます。)と株式会社ユニヴァ・テクノロジーズ(以下「UTE社」といいます。)は、世界8ヶ国にわたるナチュラループラスブランド製品の販売拠点への製品供給と販売システムの提供を独占的に営んでいます。両社を当社の連結子会社とすることにより当社グループの主力事業の1つであるビューティ&ヘルスケア事業の一角に据えることは、現在、当社連結子会社である株式会社ユニヴァ・フュージョンが単独で担っているビューティ&ヘルスケア事業を「縦方向に深掘り(拡充)する」ことに資するもの、具体的にはユニヴァ・フュージョン社の製品ラインナップにUMKY社傘下のナチュラループラスブランド製品を加えることによりビューティ&ヘルスケア事業をより一層多角的に展開し、同事業の収益拡充につながるものと考えております。なお、UMHK社及びUTE社が手掛けるナチュラループラスブランド製品は、1999年に日本においてその主力製品である「スーパー・ルテイン」の販売開始を皮切りに、その後アジアを足掛かりとして世界に進出し、現在は133の国と地域に「スーパー・ルテイン」をはじめとする全14製品の販売を展開しております。

また、ナチュラループラスブランド製品の販売拠点への製品供給は、現在当社の連結子会社であるUNIVA Hong Kong Trading Limitedが中国におけるOTC越境EC事業()を通じて従事しております当社グループのトレーディング

事業を「縦方向に深掘り（拡充）する」ことにも資するものであり、本件株式取得以降は、同事業の一角として組み入れる予定です。

() 「OTC」とはOver The Counterの略で、処方せん無しに購入できる医薬品のことです。また「越境EC事業」とは、インターネットを介して海外の顧客に商品やサービスを販売するサイトの運営事業です。

上記を踏まえて、本件株式取得は、第2次中期経営計画のグループ成長戦略に合うものであり、また第2次中期経営計画の数値目標である「25・2・60」の達成に大きく資するものと考えております。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

UMKY社の普通株式 895百万円
アドバイザー費用等（概算額）9.3百万円
合計（概算額） 904.3百万円

2. 特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

(UMKY社)

上記「1. 子会社の取得の決定（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容）（1）取得対象子会社の概要」に記載の通りであります。

(UMHK社)

名称 UNIVA Marketing Limited（香港）
住所 Suites 2105B-07B, 21/F, Tower 1, China Hong Kong City, 33 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, HONG KONG
代表者の氏名 Director 稲葉秀二
資本金の額 HKD19,000,000(386,080,000円（1HKD=20.32円で換算し、小数点第1位を四捨五入）
事業の内容 ビューティ/ヘルスケア製品の卸売、投資事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

(UMKY社)

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数
異動前 0個
異動後 265,200個
当社の所有に係る当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合
異動前 0%
異動後 51%

(UMHK社)

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数
異動前 0個
異動後 9,690,000個（うち間接所有分9,690,000個）
当社の所有に係る当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合
異動前 0%
異動後 51%（うち間接所有分51%）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

(UMKY社)

異動の理由

当社がUMKY社の株式を取得することにより、同社は当社の子会社となります。同社の純資産の額は当社の純資産の額の100分の30以上に相当する額以上であるため、同社は当社の特定子会社に該当することとなります。

異動の年月日

2026年4月1日（予定）

(UMHK社)

異動の理由

UMHK社は、UMKY社が議決権を100%所有する子会社であり、当社がUMKY社の株式を取得することにより、UMHK社は当社の子会社となります。同社の純資産の額は当社の純資産の額の100分の30以上に相当する額以上であるため、同社は当社の特定子会社に該当することとなります。

異動の年月日

2026年4月1日(予定)

以 上